

## 平成十八年度診療報酬改定へのお願い

本格的な少子・高齢社会を迎えた中、歯科医療を通じて国民の健康の保持増進に貢献するためには、国民皆保険体制が堅持されることが最も重要であります。

一方、患者さんのニーズは高度化・多様化への方向にあり、それに応え、良質で安全な歯科医療サービスを提供することが我々歯科医師の責務であります。それを遂行するためには、歯科医業の経営基盤が安定していることが基本となり、そこに重大な影響を与える診療報酬が適正に評価されることが必要不可欠となります。

しかしながら、昭和五十六年以降、長く続いた薬価財源振替方式により、歯科診療報酬の引き上げ率は低く抑えられたまま推移し、さらに追い討ちをかけるように実施された平成十四年度のマイナス改定、平成十六年度のゼロ改定により、歯科医業経営は危機的状况に陥っております。

その間、我々は人件費等の削減を図り経営の合理化・効率化に努める等、最大限の自助努力を払ってまいりましたが、もはやそれも限界に達しており、このままでは経営悪化による歯科医療サービスの質的低下は避けられない状況にあります。

現在、日本歯科医師会では、昨年の不祥事の反省の上に立ち、組織の抜本的改革に精力的に取り組んでおりますが、国民の皆様への信頼回復のためには、「患者さんの視点を重視した歯科医療の推進、すなわち良質で安全な歯科医療サービスを安定的に提供し、将来に向けて発展させること」こそが、最善の手立てだと考えております。

つきましては、我が国の歯科医療が、逼迫する経営状況下で歯科医業に精励する歯科医師の職責・倫理観にのみ支えられている現状をご認識いただきますとともに、歯科医療サービスの質的向上に不可避となる歯科医療機関における必要な人材の確保や、日進月歩の歯科医療技術に対応する医療機器等の充実等のために、平成十八年度診療報酬改定において所要の措置を講じられますよう、貴職のご高配を切に願ひ、ここに要望いたします。

平成十七年十一月二十九日

厚生労働大臣

川崎 二郎 様

日本歯科医師会

会長 井堂 孝純